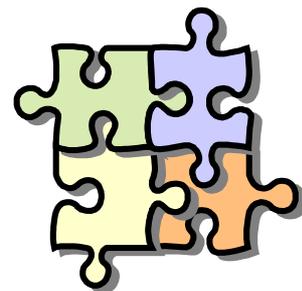


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第17回会議資料

日時：平成16年10月18日（月）午後1時30分から

場所：石鎚山ハイウェイオアシス館 3階大ホール



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第17回会議次第

日時：平成16年10月18日(月)13:30～
場所：石鎚山ハイウェイオアシス館 3階大ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第57号 西条市「市章図案」選定委員会報告について

報告第58号 事務事業の具体的調整について

報告第59号 合併記念事業について

(2) 協議事項

協議第54号 平成16年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(法定)
歳入歳出決算について

4 その他

5 閉会

報告第57号

西条市「市章図案」選定委員会報告について

西条市「市章図案」選定委員会会議の内容について、別紙のとおり報告する。

平成16年10月18日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

西条市「市章図案」選定委員会 第1回委員会報告書

開催日時：平成16年9月26日（日）午後1時30分～5時30分

開催場所：西条市役所 5階第1委員会室

出席委員：委員11名中10名出席

1 協議事項 西条市「市章図案」選定委員会委員長及び副委員長の選出について

役職	氏名	備考
委員長	岡田 初	丹原町議会議員
副委員長	塩崎 武司	西条市学識経験者

（参考：西条市「市章図案」選定委員会設置規程）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

《意見》

- * 合併協議会の小委員会の委員長は、議員の中から選任されてきたので議員の方をお願いしたい。
- * 副委員長については、委員長となった者が指名してはどうか。

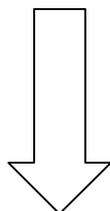
《審議結果》

- * 委員長に岡田初委員（丹原町議会議員）が選出され、委員長の指名により副委員長に塩崎武司委員（西条市学識経験者）が選出された。

協議事項 西条市「市章図案」選定委員会スケジュール(案)

選定委員会

月 日	選 定 委 員 会	内 容
9月26日	第1回市章図案選定委員会	委員長及び副委員長の選出 選定委員会スケジュール 市章図案の選定方法 市章図案の募集結果報告 第1次選定 (市章図案候補作品10点以内の選定及び 学生の部入賞候補作品20点以内の選定)
	(事務局作業)	類似チェック等
10月11日	第2回市章図案選定委員会	第2次選定 (採用候補作品5点以内の選定及び学生の 部入賞作品10点の選定) 合併協議会への報告書作成



合併協議会

月 日	合 併 協 議 会	内 容
10月18日	第17回合併協議会	選定委員会から報告のあった、採用候補作品 5点以内を協議し、市章図案を決定。

《意見》

- * 特になし

《審議結果》

- * 事務局案のとおり承認を得た。

協議事項 西条市「市章図案」選定方法（案）について

西条市「市章図案」募集要項第2条及び第5条の規定に基づき、市章図案を選定する。

第2条 募集する市章図案は、次のとおりとする。

- (1) 新市の将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」に相応しいデザインであること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション（ぼかし、濃淡）であらわしたものは不可とする。
- (4) 他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- (5) 自作の未発表作品であること。

第5条 応募された作品は、西条市「市章図案」選定委員会（以下「委員会」という。）において、採用候補作品5点以内を選定し、その中から合併協議会において採用作品1点を選定する。

2 前項の選定とは別に、学生（高校生以下）の作品の中から、委員会において学生の部入賞作品10点を選定する。

第1次選定

全応募作品の中から市章図案候補作品について、選定委員会委員のうち専門的知識を有する委員により40点以内への絞込みを行い、その後、選定委員会の全委員で10点以内を選定し市章図案候補作品とする。

次に、上記の市章図案候補作品とは別に学生の部入賞候補作品を学生（高校生以下）の作品の中から選定委員会において20点以内を選定する。

類似チェック等

合併協議会事務局は、第1次選定を通過した作品について、他の市町村章との類似チェックを実施し、問題のなかった作品について、必要に応じ専門家による補作修正を依頼する。

第2次選定

第1次選定及び類似チェック等を経た市章図案候補作品から、採用候補作品5点以内を選定する。

次に、学生の部入賞候補作品20点以内の中から、入賞作品10点を決定する。（ただし、第2次選定で採用候補作品とならなかった学生（高校生以下）の作品については、学生の部入賞作品とする。）

最終選定

選定委員会から報告のあった採用候補作品5点以内について、その中から合併協議会において採用作品1点を選定する。

《意見》

* 第1次選定における専門的知識を有する者の基本方針

新町委員：誰が見てもすぐに分かる形、地名や字を使ったもの、西条市という言葉や文字と関係なく市がめざしていることを象徴する形もある。図案を見ただけで汲み取って選んではどうか提案する。

宮井委員：新町先生の意見を加えて元気がでる図案を選んでみたい。地域の方が誇れるようなスマートで古めかしくない未来的でしゃれた図案を選びたい。

大黒委員：市は場所が変わらず、立地条件、石鎚山を背景に、海、川、そこはかたなく図案から見えるものがないのではないかと思う。

《審議結果》

* 選定方法について事務局案のとおり承認を得た。

2 報告事項 市章図案の募集結果について

市章図案の募集結果について

1. 応募方法別分類

応募方法	件数	構成比(%)
郵送	1 5 7 0	8 4 . 5
持参	2 8 7	1 5 . 5
	1 8 5 7	1 0 0 . 0

2. 受付日別分類

受付日	件数	構成比(%)
8月20日	4	0.2
8月23日	11	0.6
8月24日	0	0.0
8月25日	1	0.1
8月26日	4	0.2
8月27日	4	0.2
8月30日	5	0.3
8月31日	5	0.3
9月1日	10	0.5
9月2日	3	0.2
9月3日	6	0.3
9月6日	30	1.6
9月7日	8	0.4
9月8日	25	1.3
9月9日	26	1.4
9月10日	13	0.7
9月13日	58	3.1
9月14日	37	2.0
9月15日	53	2.9
9月16日	107	5.8
9月17日	108	5.8
9月18日	117	6.3
9月19日	78	4.2
9月20日	60	3.2
9月21日	238	12.8
9月22日	417	22.5
9月23日	356	19.2
9月24日	70	3.8
9月25日	3	0.2
計	1 8 5 7	1 0 0 . 0

3. 応募者の住所別分類

応募方法	件数	構成比(%)
西条市	409	22.0
東予市	164	8.8
丹原町	71	3.8
小松町	114	6.1
愛媛県内	82	4.4
愛媛県外	1008	54.3
不明	9	0.5
計	1857	100.0

4. 応募者の年齢別分類

年齢	件数	構成比(%)
～10歳	66	3.6
11～20歳	256	13.8
21～30歳	176	9.5
31～40歳	260	14.0
41～50歳	311	16.7
51～60歳	376	20.2
61～70歳	271	14.6
71歳～	86	4.6
不明	55	3.0
計	1857	100.0
学生の部	300	16.1
失格	115	6.2

3 第1次選定

西条市「市章図案」選定委員会第1次選定結果

専門的知識を有する委員3名が、全応募作品1857作品の中からそれぞれ40作品を選定した結果、総数93作品を選定し、この中から40作品に絞り込んだ。

次に選定された40作品から選定委員の投票により投票の多い19作品を選定し、19作品の中から再度投票により10作品を選定した。

デザイン	デザインの趣旨
	<p>四角は、西条市、東予市、丹原町、小松町を表し4つの点を結ぶことにより2市2町の合併（和）を意味しています。緑色は石鎚山を表し、青色の曲線は西条市の頭文字「S」の形をとりながら瀬戸内海、加茂川などの豊かな水を表しています。</p>
	<p>自然環境に恵まれた西条市の特徴をデザイン化。 緑は石鎚山ならびに道前平野を表し、青は豊富な河川や水環境、そして燧灘を表す。 黄金色は活気ある町と道前平野の実りの米を意味する。 その快適環境に囲まれた西条市に集う人の和を複数の楕円により表現する事で SAIJO の「S」とも取れる図案にした。</p>
	<p>青色の三つ輪は日本一おいしい「うちぬき」の水と、清らかな加茂川の流れを表し、緑色の円は美しく豊かな道前平野を表現しています。 また、西条市、東予市、丹原町、小松町を青色と緑色の4つの和で表現しています。 上昇する赤色は、西条市の発展と市民の活力を表現しています。</p>
	<p>西条市の「西」の文字を使って、明るくかがやく人（太陽）、やさしくつつむ豊かな自然（快適環境実感都市）をあらわし、安心なまちづくりをイメージしました。</p>
	<p>西条の頭文字「S」の英字をモチーフに、人が輝き、まちが輝き、大空（未来）に向かって大きく羽ばたく鳥の様に躍動する人達の情熱と、希望と活力に満ち、明るく豊かな快適環境実感都市目指して躍進する新市の将来像を「S」の文字にこめてデザインしました。</p>

デ ザ イ ン	デ ザ イ ン の 趣 旨
	<p>西条市のイニシャル「S」をモチーフに、東予港の波頭（ブルー）と美しい豊かな自然の川と平野（グリーン）、人と太陽の円（オレンジ）を組み合わせ、交流をイメージして躍動感のある市章にデザイン。新しい時代にふさわしい快適環境実感都市「西条市」の飛躍・発展をシンボライズしています。</p>
	<p>水の都をテーマとし、「うちぬき」にモチーフを求めシンボルとした。こんこんと湧き出る水のように、あくことないその姿は、新市、西条市のイメージとして表現した。水は生活者の最も大切な資源であり、繁栄と潤いをもたらすものである。全体的には、歴史に培われた地域にふさわしく伝統的なイメージを大切に市章としてまとめた。具体的には、全体の四角で社会（西条市）、中央に「うちぬき」を配し、それを囲むように水の波紋がどこまでも広がる姿で市の発展を表現した。</p>
	<p>西条市の頭文字「S」をモチーフにし川を、緑は自然の豊かさを、青は広大な海を、オレンジは活力あふれるパワーを表し豊かな美しい都市「西条市」を表現しています。</p>
	<p>西条市の頭文字「S」を日本一おいしい水「うちぬき」をイメージした流れでデザイン。 その上に豊かな暮らしを表したオレンジの円を配置、快適環境実感都市を表現しています。</p>
	<p>西条市の「S」と漢字の「人」をモチーフに、西条市のひうち灘や加茂川、美しい緑をイメージ。 活力ある西条市や人々が交流し、快適に暮らす姿を表現しました。</p>

学生の部入賞候補作品20点以内の選定については、時間の都合で選定できなかったため、第2回西条市「市章図案」選定委員会において選定することで選定委員会の承認を得た。

西条市「市章図案」募集要項

(目的)

第1条 この要項は、西条市、東予市、丹原町及び小松町の2市2町が平成16年11月1日に合併して誕生する「西条市」の市章図案を募集して、新市の将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」に相応しい「市章」を制定することを目的とする。

(募集する市章図案)

第2条 募集する市章図案は、次のとおりとする。

- (1) 新市の将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」に相応しいデザインであること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡)であらわしたものは不可とする。
- (4) 他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- (5) 自作の未発表作品であること。

(募集の方法)

第3条 募集方法は公募とする。

(応募方法)

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は問わない。また、同一人の応募は何点でも可能とする。
- (2) 応募期間は、平成16年8月20日から平成16年9月21日まで(当日消印有効)とする。
- (3) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4用紙を使用し(上下を明示する)、用紙1枚につき1作品とする。
- (4) 応募に当たっては、「デザインの趣旨」、「住所」、「氏名(ふりがな)」、「年齢」、「学校名(小・中・高校生のみ)」及び「電話番号」を用紙に記載すること。
- (5) 応募は、持参又は封書による郵送とし、ファックス、電子メールによる応募は不可とする。
- (6) 応募先は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(以下「合併協議会」という。)事務局とする。

(選定方法)

第5条 応募された作品は、西条市「市章図案」選定委員会(以下「委員会」という。)において、採用候補作品5点以内を選定し、その中から合併協議会において採用作品1点を選定する。

2 前項の選定とは別に、学生(高校生以下)の作品の中から、委員会において学生の部入賞作品10点を選定する。

(賞金)

第6条 応募された作品の中から合併協議会及び委員会において次の賞を決定し、賞状、賞金又は図書券を贈呈する。

- | | | |
|----------------|------|-------------|
| (1) 最優秀賞(採用作品) | 1点 | 300,000円 |
| (2) 優秀賞 | 4点以内 | 30,000円 |
| (3) 学生の部入賞 | 10点 | 図書券(5,000円) |

(受賞者の発表)

第7条 受賞者については、広報、ホームページ等で発表するとともに、別途通知する。

(著作権等)

第8条 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、合併協議会及び西条市、東予市、丹原町及び小松町が合併して誕生する「西条市」に帰属する。
- (2) 応募作品は返却しない。
- (3) 応募作品の使用にあたっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで利用する場合がある。

(その他)

第9条 その他西条市の「市章図案」の選定に関し必要な事項については、委員会で定める。

西条市「市章図案」選定委員会設置規程

（設置）

第1条 西条市「市章図案」募集要項（以下「要項」という。）第5条の規定に基づき、西条市「市章図案」選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、要項第2条に掲げる市章図案採用候補作品5点以内を選定し、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「合併協議会」という。）に報告する。

2 前項の選定とは別に、学生（高校生以下）の作品の中から、学生の部入賞作品10点を選定する。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織し、委員会の委員は合併協議会会長が指名し委嘱する。

（1）各市町の合併協議会委員2名

（2）専門的知識を有する者3名

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、第2条に規定する事務をもって終了する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者を委員会に出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、合併協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年8月25日から施行する。

西条市「市章図案」選定委員会委員名簿

市 町 名	氏 名	合併協議会委員区分
西 条 市	本 藤 重 一	西 条 市 議 会 議 長
	塩 崎 武 司	西 条 市 学 識 経 験 者
東 予 市	渡 辺 勝 司	東 予 市 議 会 議 長
	山 内 サ ダ 子	東 予 市 学 識 経 験 者
丹 原 町	岡 田 初	丹 原 町 議 会 議 員
	渡 部 仁 志	丹 原 町 学 識 経 験 者
小 松 町	佐 伯 出	小 松 町 議 会 議 員
	玉 井 泰 三	小 松 町 学 識 経 験 者
専門的知識を有する者	新 町 真 策	愛媛大学名誉教授
	宮 井 市 太 郎	宝塚造形芸術大学 大学院教授
	大 黒 雄 二 郎	尾道大学芸術文化学部 美術学科教授

西条市「市章図案」選定委員会 第2回委員会報告書

開催日時：平成16年10月11日（月）午後1時30分～午後4時10分

開催場所：東予市総合福祉センター 2階会議室

出席委員：委員11名中11名出席

1 第1次選定について

学生の部入賞候補作品20作品以内の選定

《意見》

- * 地色を含めた4色以上の学生の作品は、合併への機運の醸成を図り、また子供の豊かな感性を育てる観点から除外するのではなく学生の部に含めて選定してはどうか。
- * 50作品以内の選定は、2票以上の得票のあった37作品としてはどうか。
- * 37作品から20作品以内を選定する場合、委員1人が20作品に投票をするのは、困難であり、委員1人が10作品に投票をしてはどうか。
- * 同一作者による複数の作品は、どう取り扱うのか。

《審議結果》

- * 地色を含めた4色以上の学生の作品は、合併への機運の醸成を図り、また子供の豊かな感性を育てる観点から除外するのではなく学生の部に含めて選定することとした。
- * 50作品以内の選定は、2票以上得票のあった37作品とする。
- * 37作品から20作品以内を選定する場合、委員1人10作品を投票し、20作品以内を選定することとした。
- * 同一作者による複数の作品の取り扱いについては、第2次選定の際に協議する。

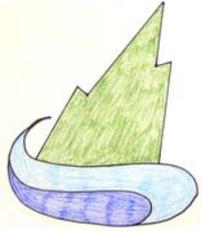
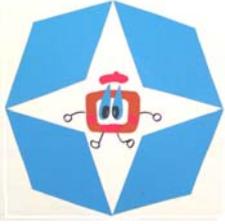
2 第1次選定

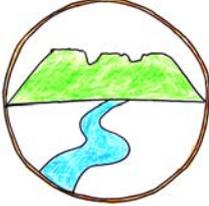
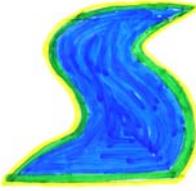
西条市「市章図案」選定委員会学生の部第1次選定結果

選定委員の投票により、学生の部応募作品300作品の中から投票の多い37作品を選定し、この中から再度投票により20作品を選定した。

デザイン	区分
	高 校 生
	
	
	
	

デザイン	区分
	高 校 生
	
	
	
	中 学 生

デザイン	区分
	<p>中 学 生</p>
	<p>小 学 生</p>
	
	
	

デザイン	区分
	
	
	小学生
	
	

3 第2次選定について

採用候補作品5作品以内の選定

学生の部入賞作品10作品の選定

(参考：西条市「市章図案」選定方法)

第2次選定

第1次選定及び類似チェック等を経た市章図案候補作品から、採用候補作品5点以内を選定する。

次に、学生の部入賞候補作品20点以内の中から、入賞作品10点を決定する。(ただし、第2次選定で採用候補作品とならなかった学生(高校生以下)の作品については、学生の部入賞作品とする。)

《意見》

- * 学生の部入賞候補作品のうち、同一作者による複数の作品は、どう取り扱うのか。

《審議結果》

- * 学生の部入賞候補作品のうち、同一作者による複数の作品の取り扱いについては、より多くの学生に賞を送るため、投票の結果、得票の多かった1作品のみ選定する。

4 西条市「市章図案」選定委員会報告について（追加議案）

西条市「市章図案」選定委員会設置規程第2条第1項の規定に基づき、選定された市章図案採用候補作品5点以内を合併協議会へ報告する。

別添西条市「市章図案」選定委員会報告書（案）参照

第2条 委員会は、要項第2条に掲げる市章図案採用候補作品5点以内を選定し、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「合併協議会」という。）に報告する。

《意見》

* 特になし

《審議結果》

* 西条市「市章図案」選定委員会報告書（案）のとおりとし、次回合併協議会へ報告することです承を得た。

報告第58号

事務事業の具体的調整について

事務事業の具体的調整について、別添のとおり報告する。

平成16年10月18日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

付属資料P. 1～17参照

報告第59号

合併記念事業について

合併記念事業について、別添のとおり報告する。

平成16年10月18日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

協議第54号

平成16年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(法定)歳入歳出決算
について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会が平成16年10月31日をもって廃止することに伴う当協議会の平成16年度決算については、次のとおり行うものとする。

平成16年10月18日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

- 1 合併協議会の収支については、協議会規約第20条の規定に基づき、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
- 2 会長であった者は、速やかに決算書を作成し、協議会委員であった者に通知するものとする。
- 3 決算に伴う不用額及び合併協議会が有している備品、事務用品並びに事務書類は、西条市にすべて引き継ぐ。

参考資料

協議会規約抜粋

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

4 その他